

議事日程（第3日）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議案第48号 北方町税条例の一部を改正する条例制定について（町長提出）
- 第3 議案第49号 町税以外の諸納付金の督促手数料及び延滞金の徴収並びに滞納処分条例の一部を改正する条例制定について（町長提出）
- 第4 議案第50号 北方町子ども館の設置及び管理に関する条例制定について（町長提出）
- 第5 議案第51号 北方町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定について（町長提出）
- 第6 議案第52号 北方町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定について（町長提出）
- 第7 議案第53号 北方町小口融資条例の一部を改正する条例制定について（町長提出）
- 第8 議案第54号 北方町下水道条例の一部を改正する条例制定について（町長提出）
- 第9 議案第55号 北方町下水道事業受益者負担金に関する条例の一部を改正する条例制定について（町長提出）
- 第10 議案第56号 北方町上水道給水条例の一部を改正する条例制定について（町長提出）
- 第11 議案第57号 平成25年度北方町一般会計補正予算（第5号）を定めるについて（町長提出）
- 第12 議案第58号 平成25年度北方町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を定めるについて（町長提出）
- 第13 議案第59号 平成25年度北方町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を定めるについて（町長提出）
- 第14 陳情第3号 平成25年度及び平成26年度理科教育設備整備補助予算についてのお願について（総務教育常任委員長報告）
- 第15 決議第2号 「中国による防空識別圏の設定の即時撤回を求める決議」について（総務教育常任委員長報告）
- 第16 発議第11号 社会保障と消費税増税に関する意見書について（議員提出）
- 第17 発議第12号 特定秘密保護法に反対する意見書について（議員提出）

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第17まで

（追加日程）

- 第1 発議第13号 中国による防空識別圏の設定の即時撤回を求める決議について（議員提出）
- 第2 議案第60号 平成25年度北方町一般会計補正予算（第6号）を定めるについて（町長提出）

出席議員 (10名)

1番	杉本真由美	2番	安藤哲雄
3番	安藤巖	4番	鈴木浩之
5番	安藤浩孝	6番	伊藤経雄
7番	立川良一	8番	戸部哲哉
9番	井野勝巳	10番	日比玲子

欠席議員 (なし)

説明のため出席した者の職氏名

町長	室戸英夫	副町長	野崎眞司
教育長	西原朗	総務課長	林賢二
都市環境農政課 技術調整監	坂口雅紀	福祉健康課長	北村孝則
税務課長	渡辺雅尚	上下水道課長	川瀬豊
住民保険課長	加藤章司	収納課長	前田貞司
教育課長	有里弘幸	都市環境農政課長	奥村英人
会計室長	山中真澄		

職務のため出席した事務局職員の氏名

議会事務局長	安藤ひとみ	議会書記	恩田直紀
議会書記	沼波知樹		

○議長（立川良一君） おはようございます。

平成25年の第8回北方町定例会を13日から開会をいたしまして、きょう最終日を迎えます。大変お疲れさまでした。最後の審議になりますので、よろしく御審査を賜りますようお願いをいたします。

ただいまの出席議員数は10名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから平成25年第8回北方町議会定例会第3日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（立川良一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において4番 鈴木浩之君及び5番 安藤浩孝君を指名します。

日程第2 議案第48号

○議長（立川良一君） 日程第2、議案第48号 北方町税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（立川良一君） 質疑、討論省略の声がありますので、これから議案第48号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（立川良一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第49号

○議長（立川良一君） 日程第3、議案第49号 町税以外の諸納付金の督促手数料及び延滞金の徴収並びに滞納処分条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（立川良一君） 質疑、討論省略の声がありますので、これから議案第49号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（立川良一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第49号は原案のとおり可決されま

した。

日程第4 議案第50号

○議長（立川良一君） 日程第4、議案第50号 北方町子ども館の設置及び管理に関する条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

日比君。

○10番（日比玲子君） この条例をつくることによって、和光会でしたか、一応受けるということですので、でき上がった時点から公設民営化して行って、人件費とかは別にして、電気代とかそういうものは町で持つてというようなことでありましたけど、具体的にはどういうふうになっていくのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

それから、例えばそうやって公設民営化したときに、人身事故が起きた場合にどこが責任をとるのか。これによるとそういうことは書いてなくて、町長の責任になるのかどうかわかりませんが、その辺もちょっと具体的にお話をしていただきたいと思います。

○議長（立川良一君） 北村福祉健康課長。

○福祉健康課長（北村孝則君） 具体的な運営につきましては、まず基本としまして、現在行っております事業等については全て引き継いでいただくというふうに思っております。また、これは民間のアイデアとか、そういったものを期待するものでございますので、結果的に業種等については膨らませていただけるものと考えております。

また、事故につきましては、これは管理者といいますか、設置者は町でございますので、町のほうで保険に入ります。

○議長（立川良一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「省略」の声あり〕

○議長（立川良一君） 討論省略の声がありますので、これから議案第50号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（立川良一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第51号

○議長（立川良一君） 日程第5、議案第51号 北方町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

〔挙手する者なし〕

○議長（立川良一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「省略」の声あり〕

○議長（立川良一君） 討論省略の声がありますので、これから議案第51号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（立川良一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第52号

○議長（立川良一君） 日程第6、議案第52号 北方町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

日比君。

○10番（日比玲子君） この有料の生ごみの袋を制度化して50円とか30円いただくわけですけれども、けさ調べたら、65歳以上が4月時点で584世帯ということになりますと、大変重くのしかかってくるのではないかということと、生ごみを減らしたい、減量したいということではありますが、私が計算すると、1億5,700万ぐらにかかっているんだね、国の環境とか、ごみの収集とか、袋をつくったりして。その何分の1を減らしたいと思ってみえるのかどうか。それから、私たちはマイバックといって、レジ袋はもうなしになって、自分で買い物袋を持っていってお買い物をしているんですけれども、それでもなおかつなぜ今の時点でこういうものを出してきたのかどうか、その2点です。

○議長（立川良一君） 奥村都市環境農政課長。

○都市環境農政課長（奥村英人君） まず、減量といたしましては、前もお話をしていると思いますが、他市町村を見ますと、大体有料化した時点で10%から15%ぐらいの減量ができているというお話を聞いておりますが、北方町の場合は分別収集が大分進んでおりますので、それだけ達成できるかどうかはわかりませんが、できるだけごみは減量したいということです。

減量の目的としましては、先般の議会でもお話をさせていただいておりますが、あくまでもごみにつきましては、自治市町村内で最終処分まで行うというのが原則ではありますが、北方町の場合は西濃環境へごみを出して、なお、最終処分場につきましては今現在は県外へ出しているということで、そういうことがありますので、町といたしましてもごみの減量は急務であるということで、今回有料化をさせていただくものであります。

○議長（立川良一君） 日比君。

○10番（日比玲子君） 今答弁いただきました中で、県外へ出しているというのは粗大ごみではないかと思えます。生ごみは西濃環境へ出しています。

それで、私が聞きに行ったら、100キロ900円取っていたんですけども、ちょっと高いんじゃないかという意見があって、10キロ100円ずつにしていったという報告もありますし、そして、あそこの幾らというところの土地を買って、今まだ工事はしていなかったんですけど、ここに最終処分場をつくると言っていたんですけども、そういうことを含めてぜひお願いしたいと思います。

○議長（立川良一君） 奥村都市環境農政課長。

○都市環境農政課長（奥村英人君） 最終処分場は、今現在大野町にはございませんので、燃やしたごみの灰とかそういうものは全部県外へ処分しておるということですので、御理解のほどをお願いします。

今回、西濃環境のほうで安定型の最終処分場をつくっておるわけでございますが、これも容量としましては永久的にもつものではございませんので、ごみをできるだけ減らして最終処分場を長寿命化させるということです。

○議長（立川良一君） 安藤浩孝君。

○5番（安藤浩孝君） 今のごみの問題ですが、私、大変心配、危惧しておるのは、例えば事業所などで、直接ごみの収集するところと契約して出している事業者の方が多いんですが、そういった事業者のごみというか、こういった生ごみが一般のごみにかなり入ってくるのではないかと、今度50円で済むわけですから。お金を出せば出せるということになってくると大変心配なんですが、その辺の防止策というか、そんなようなことは考えておみえになりますか、お聞きします。

○議長（立川良一君） 奥村都市環境農政課長。

○都市環境農政課長（奥村英人君） 現在、事業所の方については、事業所単位で契約をしていたきまして、契約業者のほうに引き取りをお願いしておりますので、それが解約されれば私どものほうで解約の確認はできますので、それを注意して見ていきますので、よろしくお願ひいたします。以上です。

○議長（立川良一君） 安藤浩孝君。

○5番（安藤浩孝君） 今、契約の話を言われましたけど、それ全部行政は把握しているんですか。例えば、喫茶店がごみを出しておるのが契約しておるとか、そういうことは全部わかってみえるんですか。それをお聞きします。

○議長（立川良一君） 奥村都市環境農政課長。

○都市環境農政課長（奥村英人君） 私どもで把握できているのは全部ということではございませんが、今一応町へ届け出がされておる業者がありますので、その業者についてはそういう管理をさせていただきますし、今後私どもの委託業者のほうに確認をしまして、委託業者のほうからどこどこを個別で回収に行っているかという調書をいただくようにしますので、よろしくお願ひいたします。以上です。

○議長（立川良一君） 安藤浩孝君。

○5番（安藤浩孝君） ということは、家庭用のごみと、例えばおじいちゃん、おばあちゃんがち

よっと細々とやってみえるようなところも、しっかりした区分けというのはできているんですか。お聞きします。

○議長（立川良一君） 奥村都市環境農政課長。

○都市環境農政課長（奥村英人君） 一般の生ごみを大量に出されるところは、今のところ事業所ごみとして搬入をしておられますが、今議員がおっしゃられたように、細々と小さくやってみえる業者の方は、今も有料袋を買われて、住民票のない方は有料のシールを買われて出してみえる小さな店舗はあります。

○議長（立川良一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

日比玲子君。

○10番（日比玲子君） 私は、反対討論をこの議案に対してしたいと思います。

北方町は、持ち家は52%ということで、ほとんど西濃環境におさめているのは、無料であるところは大垣市のJRの東側と北方町だけだったんですね。結局これをやることによって、大垣市のJRから東のところだけは無料でここにおさめるということになるんですけども、本当に消費税も上がるし、年金も3年かけて2.5%削られる。簡単に100回出すとすれば、5,000円ぐらい余分に1世帯かかるわけですね。そういうのがおぶさってくると大変ではないかと思うので、この議案には反対したいと思います。

○議長（立川良一君） 討論を終わります。

これから議案第52号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立8名〕

○議長（立川良一君） 起立多数であります。したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第53号

○議長（立川良一君） 日程第7、議案第53号 北方町小口融資条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（立川良一君） 質疑、討論省略の声がありますので、これから議案第53号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（立川良一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第54号

○議長（立川良一君） 日程第8、議案第54号 北方町下水道条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

戸部君。

○8番（戸部哲哉君） 少し教えていただきたいんですけども、今度新規に提案されました条例部分ですが、第19条の2、その前に括弧書きで使用の態様の変更の届け出という見出しがについておるわけなんですけれども、通常、1条1見出しというふうに私は思っております、同じ19条の中に、いわゆる第19条の見出しは使用料の算定方法。今度提案されました条例は、第19条の2であります、見出しが使用の態様の変更の届け出とあるわけであります。私が間違っておるかもしれませんが、本来であるならば、この使用の態様の変更の届け出という見出しは使用料の算定方法という部分に言いかえるか、共通の見出しとするのが本当ではないかなと思うわけですが、この点ひとつ教えていただきたいと思えます。

○議長（立川良一君） 川瀬上下水道課長。

○上下水道課長（川瀬 豊君） お尋ねの件ですが、これは標準下水道条例という見本があるわけなんです、この条文の準則に従って今回出ているわけなんですけれども、やはり使用料に関連したことと若干ニュアンスは異なる部分もあるんですけれども、最終的には使用料に係る部分になりますので、これに入っているということでございます。

○議長（立川良一君） 戸部君。

○8番（戸部哲哉君） そういうことじゃなしに、条例の、要するにそういう部分で言っているんであって、通常我々の扱う契約書なんかでも全部そうなんです、1条1見出しというのは多分原則のような思いがあるんですね。それですと、この見出しをつけるということは、第19条ではなく、例えば20条、条を変えなきゃいけないという思いがあるんですが、その部分を今お聞きしているんであって、そして、今下水道の中で決めるということであると、これ届け出事項ですよ。そうすると、この使用料の算定方法とは全く条文として合致しない。ですから逆に、この条文の中に届け出事項のところがありますので、本来ならそちらに、条例が同一としてみなすのであればそちらのほうに入れなきゃいかんのかなと思うんですが、間違っているかもわからんですけれども、そこら辺もう少し詳しく教えていただきたいと思えます。

○議長（立川良一君） 川瀬上下水道課長。

○上下水道課長（川瀬 豊君） 使用料云々という話と、今回出しているのはあくまで使用態様ですね。態様の意味は、使用形態を変えて、またさらにそれが意味使用料に転嫁していくという部分がございますので、そういう意味でこれに入っているというふうで認識はしておるんですけども。

○議長（立川良一君） 戸部君。

○8番（戸部哲哉君） それでしたら、やはりこの見出しを取っていただかんと理屈に合わんかな

と思うところですが、条例といっても、やっぱり北方の法律ですので、曖昧ではいかんではないかなと思うところもあるんですが、私も専門家でもありませんし、少し違うんじゃないかなというところで質問させていただいているわけなので、それ以上はよろしいです。

もう1点だけお聞きしたいのは、勉強会の中で、この条例を取り入れるに当たって、他県の中で公衆浴場が違反行為を起こしたと。その防止のためにこの条例を今度取り入れるんだという説明がありましたが、具体的にこれに違反するような行為、もう1つ、2つ上げていただきたいなと思うんですけれども。お願いします。

○議長（立川良一君） 川瀬上下水道課長。

○上下水道課長（川瀬 豊君） 実はこの件につきましていろいろ調査をしまして、どのような事例が過去にあったかということでちょっと調査しました。一番大きく言われたのが、前回説明しましたスーパー銭湯での井戸水を使ったということで、それを下水道のほうへ無断で流したということがありまして、これに至ったということです。

あとは、よく併用で、例えばもともと上水だったんだけど、新たに例えば、これはよその例なんですけど、温泉水であるとか、あと谷水を下水道のほうへ、要は排水として使われたというケースが、他県ですけれども、こういうことが事例としてあったということは聞いております。

ただ、当町の中で見てみますと、本来井戸水が使われている方が多いんですけれども、ただ、これに関しては全部届け出をさせていただいていますので、当町での違反行為というのは今のところございません。

○議長（立川良一君） 戸部君。

○8番（戸部哲哉君） いわゆる違反行為に対して下水道の料金を徴収できるか、あと罰則を科せられるかという問題があると思うんですが、当然、町条例というのは私どものまち北方町の法律ですので、よそにあることを恐れてまでやらないかなあという部分もあるんですけれども、この下水道条例の34条に、偽りやその他不正な手段により使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額、5万円に満たない部分は5万円とするという徴収の罰則がありますよね。違法行為は全て準用できると思うんですよ。

逆に、届け出の違反は5万円以下の過料ですよ。そうすると、あえてそれを取り入れなくても、その防止に関してはこの34条で規定をされておるとのことだと思っただけで、別に悩まないし、あっても困らないわけなんですけど、そこら辺はどうなんですか。どちらを準用するかという話になってくると思うんですよ、基本的に。結局今までこれがなかったわけですから、それに例も今までなかった、全く問題はなかったという中でこれを取り入れられたということなんで、この下水の料金を免れるという違法行為が、私も法律が詳しいわけではないんですけれども、例えば詐欺利得罪、いわゆる財産上の利益をこうむる、払うお金を免れるわけですから、財産上の利益をこうむるわけですよ。そうすると、当然町側を払う意思がないのに払うふりをして、それは上水つないでいますから、それを途中で下水料金がかかるにもかかわらず下水料金を免れるということは、まさに利得罪に当たるんじゃないかなというように思いもす

るわけなんです。そうすると、方向が違ってくるといいますか、町で取り締まる部分なのか、刑法で取り締まる部分なのかと思うんですが、そこら辺はどうなんですかね。

○議長（立川良一君） 川瀬上下水道課長。

○上下水道課長（川瀬 豊君） この34条と33条の使い分け的な話なんですけれども、33条に関して、今回お出ししている案件としては、一応、不実記載ということをちょっとうたっております。要は、届け出書、申請書、またそれに添付する資料の不実記載があった場合、要は5万円以下の過料に処すという文言ですね。あくまでも申請書云々に対しての書類的な不実記載というのが一応該当するわけですね。ただ、この不実記載が問題なのは、これが実際本当に故意でやられたのか、それとも単なる錯誤的なものでやられたものかという特定が多分そこに入ると思うんですけれども、ただこの辺が非常にちょっと難しい部分かなというふうに今思っています。

ただ、34条の偽りは、はっきり言って詐欺行為に近いものです。ひょっと詐欺という可能性もございますので、あくまでこれで今記載しておるのは、地方自治法の228条の3という法律があるんですが、これに乗かって今入っているわけなんですけれども、実はこれはあくまでも訴えがない事件という考え方と、あともう1個、これは当然ですけど刑罰に該当する部分、当然両面ありますよね。これに関しては十分調査云々をしないと特定できないという部分がありますので、1回これは、本当この条例、実は僕もまだここ数日研究してまして、非常に曖昧な部分というか、運用に関しては非常にまだ曖昧な部分があるんです。まず誰に、そしてまたどのような金額を過料にするかということが非常に悩ましい部分なんです。で、実は県のほうへちょっと問い合わせまして、県下のほうでも非常にこの取り扱いに苦慮している市町が多いということで、果たしてこの運用基準的なもの、例えば規則であるとか要綱、あと内規という方法もあるんですが、これに関してどのように決めてみえる市町村あるかというふうでお尋ねしますと、4市が内規を持っているという状況でした。あとの市町村に対してはまるっきり何もなくて、ある程度事が起きたといえますか、実はこの自治法でも決まっていますが、各自治体での裁量で決定できるということがありますので、その中で、起きたら検討するんやというようなことを言ってみるところも多いようです。

実際、この運用に関して非常に不透明な部分がありますので、今県の下水道協会という一つの団体があるんですが、今ここと、たまたまですが、ある市のほうがこの現況に対しての調査を一応行っていて、今下水道を引いている市町村が県下で38あるんですけれども、この調査を今している最中ということで、これがある程度明確化になってきて、市町で過料の基準が全然違うというのはまずいということがありまして、ある程度その辺は統一化して、どの案件に対してどのぐらい金額設定するかということこれから研究して、早ければ今年度中ぐらいでということ今言っておるんですけれども、一応そこに焦点を合わせて、当町も内規的なものを一応整備したいなという考えを持っております。

○議長（立川良一君） 戸部君。

○8番（戸部哲哉君） わかりました。

そうすると、そんなに慌てて整備しなくてもよかったという部分が今見受けられておるんですけども、あったほうが万が一のときに当てはめられるんで、それは制定してもらうことは全然結構なことだと思います。

私のほうには、この行為をするのは、まず錯誤で行為は絶対しないという、下水道料金を免れるために間違いなくする行為だと思うんですね。恐らく善意の人は、例えばこういうふうに井戸水から下水へ排水しようとする、どうしても北方町はメーターをつけられて料金がかかるということを知っていますので、この条例はその後の行為です。ですから、下水道料金がかからないなんて思っている人は一人もいないわけですよ、やる方が。あくまでも下水道料金を免れるための行為の予防の条例ですので、最初から全部偽りの行為なんです、僕からすると、全てやられる方が。その方が届け出るなんてことはまずしない、そういうふうに思っていますので、意見だけを述べさせていただきます、これで終わります。

○議長（立川良一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

日比玲子君。

○10番（日比玲子君） 今過料の話が出たんですけど、過料は北方町ではないということですが、これは消費税を8%に引き上げるための、上水と絡んでの連動した値上げだと思いますので、反対したいと思います。

〔「過料は違うよ。過料は罰金のことやよ」の声あり〕

○10番（日比玲子君） 過料は最初言って、その後消費税の……。

○議長（立川良一君） ちょっと休憩します。

休憩 午前10時01分

再開 午前10時03分

○議長（立川良一君） 再開をします。

日比君。

○10番（日比玲子君） さきの反対討論を取り消したいと思います。

私は、改めて消費税の増税で5%を8%に下水道料金上がるということで反対したいと思います。

○議長（立川良一君） 討論を終わります。

これから議案第54号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立8名〕

○議長（立川良一君） 起立多数であります。したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第55号

○議長（立川良一君） 日程第9、議案第55号 北方町下水道事業受益者負担金に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（立川良一君） 質疑、討論省略声がありますので、これから議案第55号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（立川良一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第56号

○議長（立川良一君） 日程第10、議案第56号 北方町上水道給水条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（立川良一君） 日比君。

○10番（日比玲子君） 私は反対討論をしたいと思いますが、先ほどの下水道料金と同じで、この上水道は2カ月に1遍のメーターを検査に来るわけですけれども、上水道が上がれば下水も上がるということになっていきますので、消費税が5%から8%に引き上がるということで、大変な負担になるということで、この問題には反対したいと思います。

○議長（立川良一君） 休憩します。

休憩 午前10時06分

再開 午前10時08分

○議長（立川良一君） それでは再開します。

質疑を行います。

〔挙手する者なし〕

○議長（立川良一君） 質疑を省略いたします。

これから討論を行います。

〔「今、討論終わった」の声あり〕

○議長（立川良一君） 討論を終わります。

これから議案第56号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立8名〕

○議長（立川良一君） 起立多数であります。したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第57号

○議長（立川良一君） 日程第11、議案第57号 平成25年度北方町一般会計補正予算（第5号）を定めるについてを議題とします。

提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

〔挙手する者なし〕

○議長（立川良一君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「省略」の声あり〕

○議長（立川良一君） 討論省略の声がありますので、これから議案第57号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（立川良一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第58号

○議長（立川良一君） 日程第12、議案第58号 平成25年度北方町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を定めるについてを議題とします。

提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

〔「質疑、討論省略」の声あり〕

○議長（立川良一君） 質疑、討論省略の声がありますので、これから議案第58号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（立川良一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第59号

○議長（立川良一君） 日程第13、議案第59号 平成25年度北方町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を定めるについてを議題とします。

提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

井野君。

○9番（井野勝巳君） 光熱水費が550万、1件が5池を全開をしたということでふえたんですが、これに伴う排出も当然汚泥なんか出てきたと思うんですけど、対比前年どのぐらいふえたのか、

ちょっとそのあたり聞かせてください。

○議長（立川良一君） 川瀬上下水道課長。

○上下水道課長（川瀬 豊君） まず排水量、下水処理場へ入ってくる日当たりの流量ですね。これが前年度平均で約4,931立米、これが平均です。

今年度入りまして、実を言いますと、もう大体10月末現在の状況ですが、5,215立米。その前の年どうだったかということで、平成24年度の数字を言いますと、約4,815立米です。ちょっと量的にぐっとふえてきている量でございます。当然ですけれども、これに対して今回5池動かすということで電気代を会計上させていただいておるわけですが、汚泥に関しても実際やはりこの割合でふえております。今大体月平均で約21トン程度出ているものが、わずかなんですけども、やはり21トン近い数字の量が出ております。これは、汚泥の処分に関しては若干予算的に何とかなるとということで、今回は計上させていただいておりませんが。

○議長（立川良一君） 井野君。

○9番（井野勝巳君） 今、前回から汚泥が全然出ないよという話で、かなりの年月が出さんと言ってきた。ところがいろいろな議論の中でも、汚泥についてはけんけんがくがくやってきた結果、どんどん出だしたよということですね。人口がふえていないのにふえてきておるね、トン数が。ということは、今の言う技術で汚泥が出ないようにしている、またもとへ戻すような施設をつかったわね、あそこで。あれの効果というのはどうなったんかね。あれは効果そのものがあると思っておりますかな。もしなければ技術料を払わんでもいい。

○議長（立川良一君） 川瀬上下水道課長。

○上下水道課長（川瀬 豊君） 供用開始当時、約3年ちょっとですが、汚泥が出なかったという時期があります。今議員言われるように、今の処理場のシステムとして1回返送をかけるという方法が実は取り入れてあるところなんですけど、現状も今やっております。ただ、一般的に流入水から見る汚泥の量というのは比較的まだ他市町村と比べて非常に少ない状況でございます。ちょっと数字的には今持っていないんですけども、数字的には他市と比べると約1割、2割ぐらいは少ないと思います。

○9番（井野勝巳君） 終わります。

○議長（立川良一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「省略」の声あり〕

○議長（立川良一君） 討論省略の声がありますので、これから議案第59号を採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（立川良一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

日程第14 陳情第3号

○議長（立川良一君） 日程第14、陳情第3号 平成25年度及び平成26年度理科教育設備整備補助予算についてのお願いについてを議題とします。

委員長の報告を求めます。

総務教育常任委員長 井野勝巳君。

○総務教育常任委員長（井野勝巳君） おはようございます。

当委員会に付託をされました平成25年度及び平成26年度理科教育設備整備補助予算についてのお願いでございますけれども、12月13日に委員会を開会し、審査の結果、不採択すべきものと決定いたしましたので、御報告を申し上げます。

○議長（立川良一君） 委員長報告に対する質疑を行います。

〔発言する者なし〕

○議長（立川良一君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「省略」の声あり〕

○議長（立川良一君） 討論を終わります。

これから、陳情第3号を採決します。

陳情第3号に対する委員長の報告は、不採択であります。

委員長の報告のとおり決定することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（立川良一君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第3号は委員長の報告のとおり不採択とすることに決定をいたしました。

日程第15 決議第2号

○議長（立川良一君） 日程第15、決議第2号 「中国による防空識別圏の設定の即時撤回を求める決議」についてを議題とします。

委員長の報告を求めます。

総務教育常任委員長 井野勝巳君。

○総務教育常任委員長（井野勝巳君） 当委員会に付託されました決議を審査した結果、次のとおり決定をいたしましたので、会議規則第89条第1項の規定により御報告を申し上げます。

「中国による防空識別圏の設定の即時撤回を求める決議」についてであります。12月13日に委員会を開会し、審査の結果、採択すべきものと決定をいたしましたので、御報告を申し上げます。

○議長（立川良一君） 委員長報告に対する質疑を行います。

日比君。

○10番（日比玲子君） この決議のところの後ろから2行目ですが、「毅然たる態度で必要なあ

らゆる措置を講じる」ということが書いてあるんですが、「あらゆる」というのは武力行使も含むのかどうかお尋ねしたいと思います。その話は出なかったですか。

○議長（立川良一君） 井野委員長。

○総務教育常任委員長（井野勝巳君） 委員会では出ておりません。

○議長（立川良一君） これで質疑を終わります。

討論を行います。

〔「省略」の声あり〕

○10番（日比玲子君） 私はある。

○議長（立川良一君） 日比君。

○10番（日比玲子君） ちょっとよくわからないんですけど、話は出なかったということですが、あらゆるということは武力行使も含むのであれば、日本が武力で、今いろんなことが起きていますが、そういうことになるんじゃないかと思ってとっても心配していますので、この「あらゆる」という文言を削除していただければ賛成しますが、反対したいと思います。出なかったということで反対したいと思います。

○議長（立川良一君） ほかにありませんか。

〔「議長」の声あり〕

○議長（立川良一君） 井野総務教育常任委員長。

〔「あかんよ、できんで、委員長やで」の声あり〕

○総務教育常任委員長（井野勝巳君） 違う違う、説明してやろうと思って。

〔「休憩お願いします」の声あり〕

○議長（立川良一君） 休憩します。

休憩 午前10時22分

再開 午前10時23分

○議長（立川良一君） 再開します。

これから決議第2号を採決します。

決議第2号に対する委員長報告は採択であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を願います。

〔起立8名〕

○議長（立川良一君） 起立多数であります。したがって、決議第2号は採択することに決定をいたしました。

お諮りします。ただいま井野勝巳君ほか4名から、発議第13号 中国による防空識別圏の設定の即時撤回を求める決議についてが提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（立川良一君） 異議なしと認めます。したがって、発議第13号 中国による防空識別圏の設定の即時撤回を求める決議についてを日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

追加日程第1 発議第13号

○議長（立川良一君） 追加日程第1、発議第13号 中国による防空識別圏の設定の即時撤回を求める決議についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

総務教育常任委員長 井野勝己君。

○9番（井野勝己君） それでは、中国による防空識別圏の設定の即時撤回を求める決議（案）についてを御報告を申し上げます。

去る11月23日、中国政府は東シナ海防空識別区を設定し、当該区域を飛行する航空機に対して中国国防部の定める規則を適用するとともに、これに従わない場合には、中国軍による防衛的緊急措置をとる旨発表しました。

中国側のこうした措置は、東シナ海周辺における現状を一方的に変更し、事態をエスカレートさせ、現場海空域において不測の事態を招きかねない極めて危険なものである。

今回の中国側の措置は、公海上空を飛行する民間航空機を含む全ての航空機に対して一方的に軍の定めた手続に従うことを強制的に義務づけた。これに従わない場合、軍による対応措置を講ずることとしたことは、国際法上の一般原則である公海上空における飛行の自由の原則を不当に侵害するものであると同時に、アジア太平洋地域、ひいては国際社会全体の平和と安定に対する重大な挑戦である。

東シナ海は多数の民間航空機の飛行経路であり、民間航空の秩序及び安全への影響の観点からも大きな問題である。このような中国側の措置は我が国に対して何ら効力を有するものではないことをここに明言する。

また、中国側が設定した空域は、我が国固有の領土である尖閣諸島の領空があたかも中国の領空であるかのごとき表示をしており、このような力を背景とした不当な膨張主義を民主主義、平和主義として我が国は断じて受け入れることができない。

北方町議会は、公海上空における飛行の自由を妨げるような今回の一切の措置を中国側が即時撤回することを強く要求する。また、同盟国である米国を初め、自由民主主義、基本的人権、法の支配といった共通の価値観を有する周辺諸国、地域を含む国際社会及び国連を初めとする国際機関と緊密に連携しつつ、我が国の主権とする国民の生命・財産を断固として守り抜くため、毅然たる態度で必要なあらゆる措置を講じることを政府に強く求めるものであります。

平成25年12月20日、岐阜県北方町議会。

以上であります。よろしくお願ひいたします。

○議長（立川良一君） 質疑を行います。

[挙手する者なし]

○議長（立川良一君） 質疑を終わります。

討論を行います。

日比君。

○10番（日比玲子君） この全文にあるんですけども、最後のところも国会で修正をして、毅然たる態度で必要なあらゆる措置をとるところが、私は武力行使になるということで、ちょっと怖いような気がして反対をしたいと思います。

○議長（立川良一君） 討論を終わります。

お諮りします。決議案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立8名]

○議長（立川良一君） 起立多数であります。したがって、発議第13号は原案のとおり可決されました。

日程第16 発議第11号

○議長（立川良一君） 日程第16、発議第11号 社会保障と消費税増税に関する意見書についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

井野勝巳君。

○9番（井野勝巳君） それでは、社会保障と消費税増税に関する意見書（案）を朗読させていただきます。

社会保障と税の一体改革は、少子・高齢化に伴い予算額が膨張し続ける年金、医療、介護など社会保障給付費と少子化に対処する施策に充てると明記をされている。民主党政権時に消費税増税法が浮上し、自民・公明の3党間で増税分は全額を社会保障に充てるとして合意、成立されました。

社会保障4分野で審議が行われ、集中点検会合が終わったとして、安倍首相は消費税率を2014年4月から現行の5%から8%に引き上げることを公表しました。消費税率を3%上げることによる税収増は年間約8兆円が見込まれております。消費税増収分は、将来にわたり年金、医療、介護の社会保障や少子化対策に重点配分されるべきである。

増税による家計への負担増は年6兆円に上ると試算されており、低所得者層の日常生活に多大な影響を与えることは必至である。また、消費税は逆進性のあることから、一律に負担する税のあり方から公平性は欠かせない。

全国の65歳以上の高齢者は71万6,999世帯、生活保護世帯は159万911世帯、受給者は215万9,800人いる。また、低所得者層や中所得者層が大半いることが推測される。

首相は、社会保障を充実させると説明する一方、法人税率の引き下げに言及されているが、企

業の内部留保は222兆円に上るとも言われており、必要性が問われてくる。

2013年8月に閣議決定された社会保障制度改革推進法の目的は、我が国における急速な高齢化の進展が、経済社会の変化と相まって国民生活に広範な影響を及ぼしている状況に鑑み、高齢化の進展に適切に対処するための施策や財源を消費税増税とあわせて審議、検討するとし、高齢化社会対策の基本理念とともに、国及び地方公共団体の責務、並びに自助・共助では対応できない低所得者層の生活を保障し、均衡ある社会生活の実現が重要であると説かれている。

よって、国民がゆとりと安心して暮らせる生活環境づくりは重要課題であり、医療、介護、年金等について左記の事項について求めるものであります。

1番、社会保障と税の一体改革では、引き上げ分を社会保障の安定化と社会保障の充実に使うと決めたことから、当初の目的を尊重し、安定した財源のもと社会保障制度の確立と、国民が負担増に陥らない制度設計を図ること。

私ども消費税をいろいろ求めたときにですが、高齢化による扶助費等の増大ということで消費税をやむなく容認した形もありますので、1番で訴えております。

2番に、2012年度に予防介護と介護サービスを受けた人は543万人、5年連続で過去最多を記録したことが厚生労働省の実態調査でわかっております。高齢化社会が進む中で、介護報酬改定では施設から在宅への移行に伴い、介護職員の処遇改善はもとより、住居、医療、生活支援など一体的に供給のできる地域包括ケアは欠くことができない喫緊の課題である。また、在宅介護への移行は、医師、看護師、介護職員の確保が最も重要な課題であり、市町村で行う地域包括支援の充実と人材確保の予算措置を図りたいということであります。

今、職員、医師等の給付費は出ますけれども、こういった形のところはとうとうふうになるのか、市町村の職員の給与等もありますので、人材確保の予算措置を図っていただきたいという要望であります。

3番目、介護保険法改正案により、特別養護老人ホーム入居者を要介護3・4・5の中・重度者に限定することは、施設入所待機者の解消につながる一方、各自治体は、要介護1・2や要支援1・2の人の受け皿づくりは容易ではない。市町村事業に移行する場合は、地域支援事業費の見直しと基盤整備等に係る財源措置を講じていただきたいということであります。

これは2番ともよく似たところがありますけれども、人材確保、そういったものの経費が市町村に覆いかぶさってくるような気がしますので、要望しておきます。

4番目、医療保険制度においては、少子・高齢化の進展と医療技術の高度化による医療費の増大が保険税の増額につながり、全国的に国保運営は悪化する一方である。保険税の増大は収納率の低下を招き、運営に多大な影響を及ぼすことから、負担能力の低い世帯等の支援分を見直し、基盤安定負担金による財政支援を図りたい。

今まで国保によりますと、国庫補助なんていうのがありましたが、これがなくなりまして、今は基盤安定負担金でちょこっとは見ていただいておりますが、こういった形の中を消費税が上がった場合には見ていただきたいよという思いを込めております。

5番目に、70歳から74歳までの医療費窓口負担を1割から2割に引き上げることは、受診の抑制につながり、重篤化による医療費増大につながるおそれがある。上限額の見直しについては、中所得者層の細分化と低所得者層対策を図りたいということでもあります。

これは、70歳から2割に決まったようでもありますけれども、年収の210万から790万までを3段階で政府のほうは細分化すると言っておりますけれども、もう少し細分化が図っていただけないかなあという思いであります。

6番、年金に関しては、支給額が3段階で2.5%減額されることになり、年金受給者の日常生活に多大な影響を与えることは必至である。物価等の変動による削減は行わないよう強く要望する。また、消費税増税による物価の上昇は年金受給者にとって死活問題である。食料品や新聞など生活必需品については軽減税率の導入を図ることでもあります。

この軽減税率等については、岐阜県岐阜市、多治見、大垣、美濃のあたりが軽減税率の食料品と新聞等についてのことは議会で可決をされております。そういった意味で、軽減税率の導入、今政府のほうも検討しておりますけれども、できれば望みたいと思っております。

7番、消費税増税に伴い、政府は低所得者に対し、1万から1万5,000円の現金を配る簡素な給付措置と中所得者世帯に限定した児童手当の追加を表明された。これらは一時的な措置であり、消費税増税は低所得者ほど負担が重くなることから、恒久的に救済する制度設計を図っていただきたいということでもあります。

これは、今度も3,000億円、2,000億円という形の中で予算措置をされておりますが、こういった予算措置ができるようなことであるならば、月々の税負担の軽減を求めるものであります。そういった制度設計をしてくださいという思いで7番目を提案いたしたいと思っております。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成25年12月20日、岐阜県北方町議会。提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務・金融大臣、総務大臣、法務大臣、厚生労働大臣、経済再生大臣宛てでございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（立川良一君） 質疑を行います。

戸部君。

○8番（戸部哲哉君） 今説明の中で、3行目の増収分は増税分と読まれましたけど、増税分でもろしいか、まず1点。

○9番（井野勝巳君） 変わっていると思うんですが。

○議長（立川良一君） 戸部君。

○8番（戸部哲哉君） じゃあそうしていただきたいのと、もう1点、5番の、1割から2割に引き上げることは受診の抑制につながり、重篤化による医療費増大につながるおそれがある、ちょっとこれ言葉自身に違和感があるんですが、受診の抑制ということは、言い回しがいいほうの言い回しで、その後が悪いというおそれがあるということとちょっとつながりが悪いと思うんですが、多分これ、受診の抑制となるとか受診が抑制されるとか、そういう言い回しじゃないかなと思う

んですが、つながりというのが……。

○議長（立川良一君） 井野君。

○9番（井野勝巳君） 済みません。受診をしなくなって病院に行かなくなると、だんだん重い病気になるからということでも申し上げたところですが、この文句につきましては、おっしゃるとおりにそんなような訂正は可能でありますので、訂正させていただきたいと思います。

ただ、残念なことに、きのうでしたかね、この2割というやつがどうも決定したようなことでありますが、これもこれからどういうふうな形で協議されていくかわかりませんが、御理解いただきますようお願いいたします。

○議長（立川良一君） 戸部君。

○8番（戸部哲哉君） それでは、今訂正はやぶさかでないとおっしゃられましたので、受診が抑制され、重篤化による医療費増大につながるおそれがあるとか。

○9番（井野勝巳君） 「つながり、」を切るわけですね。

○8番（戸部哲哉君） 「つながり、」ではやっぱりよくなることを意味するもので、どうしても。そういうふうでお願いします。

○議長（立川良一君） 井野君。

○9番（井野勝巳君） では、ただいまの箇所は5番目でありますけれども、70歳から74歳までの医療費窓口負担を1割から2割に引き上げることは、受診が抑制され、重篤化による医療費増大につながるおそれがある。上限額の見直しについては、中所得者層の細分化と低所得者層対策を図りたいというふうに変更させていただきます。

○議長（立川良一君） 質疑を終わります。

討論を行います。

日比君。

○10番（日比玲子君） これに反対討論したいと思いますが、この意見書というのは、まず先ほどから出ています消費税の増税が前提になっていると思います。それで、この消費税増税が低所得者層の日常生活に多大な影響を与えることは必至であると認めているにもかかわらず、この増税が4月からの、先ほど言いました施行を前提としているということでこの文はつくられています。意見書の項目の記1、5、6、7でそのことが見られます。しかし、日本共産党としては、消費税増税を中止したいという1点で皆様をお願いをしているところであります。

消費税増税論者の中にも、4月からの実施は国民生活や経済を悪化させるという考えの人が多数見えることも踏まえ、4月からの実施に反対する、先ほど言いましたが、1点で共闘したいと思います。

そして、もう1つの記の2、3では、政府の大幅な介護保険改悪の意見についても、記の項目3の例に見られるように、これを是認した上での対応となっています。今重要なことは、この大改悪を許さない立場を貫き、やっぱり私はきちっとして、消費税を増税しないという方向でやっていきたいと思います。それで、消費税の増税をしても、大企業などは輸出戻し税として慣行さ

れているということもありますので、そういうことを考えたときに、ますます私たち国民に対しては大増税を仕掛けて、そして大企業などには法人税なども下げるとことや輸出・観光戻し税などもありますので、そういうことも含めれば、やっぱりこれは反対するしかないと思いますので。以上です。

○議長（立川良一君） 討論を終わります。

お諮りします。起立によって採決を行いたいと思います。

意見書案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立8名〕

○議長（立川良一君） 起立多数であります。したがって、発議第11号は原案のとおり可決されました。

休憩をします。11時から再開をしますので、それまで暫時休憩とします。

休憩 午前10時47分

再開 午前10時57分

○議長（立川良一君） 再開をします。

日程第17 発議第12号

○議長（立川良一君） 日程第17、発議第12号 特定秘密保護法に反対する意見書についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

日比君。

○10番（日比玲子君） 特定秘密保護法に反対する意見書についてであります。

地方自治法第99条及び会議規則第14条の規定により別紙意見書を提出いたします。平成25年12月20日に提出をいたしました。提出者は私、それから賛成者が伊藤経雄、安藤浩孝、安藤哲雄です。

では、どういう内容かといいますと、特定秘密保護法に反対する意見書（案）です。

多くの国民やジャーナリスト、弁護士会、文化人などの著名人が抗議やメモなどで廃案か慎重審議を求めていたにもかかわらず、特定秘密保護法案は強行採決されてしまいました。

この特定秘密保護法案は、①防犯、②が外交、③が特定有害活動（スパイ活動）の防止、④がテロリズムの防止です。国の安全保障に著しい障害のある情報を行政機関の長が特定機密に指定します。この法律に違反した者は最高懲役が10年などです。何が秘密さえわからない、これでは国民の知る権利、目、耳、口を塞ぐことになってしまいます。これでは憲法で保障されている人権、民主主義、平和をじゅうりんすることになります。施行まで1年ありますので、廃案にされるよう意見書を提出します。

記1. この特定秘密保護法を撤廃にすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。以上です。

それから、提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣です。以上です。

○議長（立川良一君） 質疑を行います。

鈴木君。

○4番（鈴木浩之君） ただいま提案説明をしていただきまして、内容について何か所か質問をさせていただきますと思います。

まず1行目ですけど、多くの国民やジャーナリスト、弁護士会、文化人などの著名人が抗議やメモなどと。メモなどということがまず1点です。

それから次に3行目です。「この特定秘密保護法案は」の法案の「案」についてもお尋ねをしたいと思います。

次に、①の防犯、②の外交、4行目中ほどです。行政機関の長が特定機密に指定します、この機密について、どういう内容であるか詳しく教えていただきたいと思います。

○議長（立川良一君） 日比君。

○10番（日比玲子君） メモというのはデモの間違いだと思いますので、お願いします。

○4番（鈴木浩之君） 思いますってどういうことですか。

○10番（日比玲子君） これは事務局で書きましたので、間違いだと思います。デモです。

それから、防犯とか、外交とか、特定機密というのは、この特定秘密保護法の案は括弧づきです。

①の防犯というのは、私の思いは、今の公務員法とか自衛隊法で秘密とかというのはある程度守られている。そして、個人情報保護法案もできているにもかかわらず、こういうのを新たにつくることによって、防犯とか外交とかいうふうに、今度特定秘密保護法案でつくるわけですけども、こういった法律でできるのにもかかわらず新たな法律をつくることに対する疑問があります。

それから、特定機密に指定をするということは、例えば戦前の治安維持法とか防諜法案とかいうのに影響してくる、そういうふうになってくるのではないかと思います。例えば、自衛隊の基地を写真を撮ったり、絵に描いたりすることによって、ここは今でさえそうであるそうですけども、そういうふうになってしまうのではないかという危惧を持っています。以上です。

○議長（立川良一君） 鈴木君。

○4番（鈴木浩之君） 今、御説明いただきましたけど、ちょっといま私には理解できないんですけど、最初のメモというところがデモというお話だと思いますということは、こんなことあり得ない話だと僕は思います。

それから、4行目のこの特定秘密保護法案、今説明の中でありましたけど、成立しているにもかかわらず、この案という書き方は間違っていると思います。

それから、1番の防犯、私は秘密保護法の全文読みましたけど、防犯という文言はどこにも入っておりません。これも理解がちょっとできません。

それから、2番の外交ですけど、外交というのは前文の中の附則の中に盛り込まれておりまして、これは外交の中に、次に来る特定有害活動の防止、それからテロリズムの防止ということでございますので、別項目で分けるということはちょっと文章としておかしいのではないかと考えております。

それから5行目の特定機密の部分でございますけど、これはあくまで次に指定しますという書き方をされていますが、指定する場合は特定秘密でありますので、これも間違っている文章だと思います。機密という言葉は、機密漏えいに厳罰を科すための特定秘密保護法ということでございますので、この点間違っていると思いますので、いま一度御説明いただけますか。

○議長（立川良一君） 日比玲子君。

○10番（日比玲子君） 大変申しわけないんですけど、メモとか機密が秘密ではないかということですが、私変な字を書きますので、それで事務局でやったと思ってしまして、改めて「メモ」を「デモ」に直してください。それから、特定機密の「機」を「秘」に直してください。それで、案というのは、やっぱりこの議会で決めていくわけですので、案にしたほうがいいのではないかと私は思っています。以上です。

○議長（立川良一君） 戸部君。

○8番（戸部哲哉君） 私も同じ指摘をしようと思っておりましたが、日比さん、今事務局が書いたと言われましたけれども、今説明をされた中で、あたかも当たり前のように防犯と防衛を間違えておられるわけですし、当然全ての文章に防衛と書いてあります。防衛に対する秘密保護法案ですので、防犯というのはどういうことかといいますと、先ほど外国がうんたらこうたらとおっしゃられましたけれども、防犯というのは、例えば家に侵入してくる者に対する予防、あるいは地域で犯罪が起きないように予防、それが防犯。聞いておってくださいね、日比さん。そして防衛というのは、外国が要するに攻撃してくるとか、そういうのを予防するのが防衛でして、あくまでもこの特定秘密保護法案は外国からに対する予防。ですから防衛、これはもう間違えてもらっては困るところでありますし、あたかもこれを整然と読み上げられるその勉強不足にちょっとあんぐりしております、余りにも。

もう1点言いますが、もちろんこのメモなんていうのはあれですが、5行目、国の安全保障に著しい障害のある情報を行政機関の長が、ここを秘密に変えられるということで、特定秘密に指定します。その後、この法律に違反した者は最高懲役10年なんです。よもや日比さんは、この指定する長が処罰をされると僕は読み取れるわけなんですけど、そういうふうに理解をされておられるのか、これ1点お聞きします。

○議長（立川良一君） 日比君。

○10番（日比玲子君） ちょっと理解ができないんですけど、私は、例えば長が、秘密の範囲が長によっては大分広がったりするんですけど、その長がこれは機密だとか言ってわからないで引っ張られていって、機密に指定されたとして、その重さが10年というふうに、捕まえられた人が10年ということになります。

○議長（立川良一君） 戸部君。

○8番（戸部哲哉君） 処罰されるのはあくまでも漏えいをした者であって、その秘密を探ろうとした者が処罰されるわけであって、指定する長は処罰はされません。だけど、この文章は、この法律に違反した者は、その前段が長が特定秘密に指定しますと、首長がね。で、この法律に違反した者は最高懲役10年などですという文言の書き方は、誰が読んでも指定した長が処罰を受けるというふうに思うのではないですか。

○10番（日比玲子君） そんなことはないと思うけど。

○8番（戸部哲哉君） この文章を読む限りそういうふうに受け取れるということを僕は言っているわけで、よもや日比さんがそこまで誤解をしているとは思っておりません。

それと、特定秘密保護法を撤廃することを求めておられますよね、この意見書は。なのに、この1番の前段部分、廃案か慎重審議を求めているにもかかわらずと、両者の意見を取り入れておられるわけです。あくまでこの意見書は撤廃ということを言われておるのに、どちらなのかと。はっきり言いますと、どこのどなたのジャーナリストが反対で、弁護士会はどう言っておって、文化人のどの人がどのように言っておるのかということが、廃案か慎重審議、この言い回しでは全くわからない。ですから、日比さんのこの意見書は、廃案なのか慎重審議なのか、ものは撤廃ということが書いてありますけれども、説明するにはこれはちょっとおかしい。両者の意見を取り入れておりますので、この部分もおかしい。

それとあと、こういう意見書を書かれる場合、要するに何が秘密さえわからないという、その秘密のことがわからない秘密を書かないと、意見書として読まれる人が、秘密がわかっておらん人の意見書。ですから、こんなものは全部、いわゆる特定秘密保護法案の法律に、全部新聞にも出ていましたけれども、どういうことを秘密にして、どういうことを漏えいしたらあかんかということとは全部書いてありますよね。その中の何がわからないかということ指摘しないと、何が秘密さえわからないという文は出てこないんじゃないんですか。

○議長（立川良一君） 日比君。

○10番（日比玲子君） 何が秘密さえわからないということに対しては新聞報道などで書いてありますので、その範囲がわからないわけですので、本当に国民にはそういうことも知らされずにやられるということでもありますので、その秘密さえわかったら、引っ張られていっても、ああこういうので秘密やでいかんのかとわかるんだけど、それさえわからずに引っ張ってやってやるということに対しては私は何が秘密さえわからない、そういう書き方をしました。

○議長（立川良一君） 戸部君。

○8番（戸部哲哉君） 意見書は日比さんがお書きになったんだろうと思うんですが、意見書は議会の意見として政府や関係機関に出すものなんです。で、書いた御本人が幾ら理解をしておって、これは違うんだ、ああだと言っても、読んだ人が、ああなるほど、かくかくしかじかやなあということで、こういう意見書を出されるんやなあという理解をさせるものが意見書じゃないんですか。

日比さんの意見を皆さんがここで聞いて、納得して、ああそうかという文章では、ここで聞く人が誰も理解ができない。それで賛同しようという話は、この意見書という意味合いを全くわかっていないというしか言いようがない。そう思いますけれども、いかがですか。

○議長（立川良一君） 日比玲子君。

○10番（日比玲子君） いろいろ意見言われましたけど、私はこういう秘密保護法案を撤廃したいという考えですので、舌足らずなところはあったかもしれませんが、そういう思いで書きましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（立川良一君） 戸部君。

○8番（戸部哲哉君） 全く僕が意図することを検討してもらえないんですが、今の文言は少し直される部分はあるかもしれませんが、この文章で受け取った人が理解ができるかどうかということを聞いておるわけで、それに対して、いや私はこれで主張が全部通っています、私の意見はこれで全部全て要約されていますとお思いでしょうかということをお聞いているんです。

○議長（立川良一君） 日比君。

○10番（日比玲子君） 私はこれでいいと思いますけど、誤字とかそういうのは改めて直しますが、やっぱり秘密保護法案決まりましたけど、国会の中でもいまだにずうっとやっていますので、廃案にしてほしい。それを、デモをテロとか言っていたりしていますので、やっぱりこれは、私は戦前に戻るような気がしてかなわないんですよね。それで、今の90歳とか八十何歳の人たちは、戦争時代に経験した人たちは、本当に日本は戦前に似たような雰囲気があるようなことを言っていますので、ぜひともこの議会でこの意見書を通していただきたいと思います。

○議長（立川良一君） 井野君。

○9番（井野勝巳君） 反対討論ばかりでいいのかわかりませんが、今、日比君はこの文章で私は十分理解するんで、この文章で出すと言われるんですけども。

〔「質疑やろう、今」の声あり〕

○9番（井野勝巳君） 賛成討論ではないよ。

〔「今、質疑ですよ」の声あり〕

○9番（井野勝巳君） だから今聞いておるんやない。

○8番（戸部哲哉君） いや、今反対討論が出ないとか、そういう話が出たから。

○9番（井野勝巳君） で、これがこういう文章で、果たして町議会としてこの文章で出されるといふ意図が、先ほどから聞いていると、舌足らずだったとか戦前に戻るかとか言うんですけど、こういった文書をつくるのであれば、今の特定秘密保護法案のどこどこがこういう箇所に当たるといふ形の中でもっと詳細に書いて出してもらわんと、これではとてもこのこと自体で出すんだということになるとは思いますんで、そのことを一言。

○議長（立川良一君） 日比君。

○10番（日比玲子君） 詳細に書いては失礼というか、あれだと思ひましたので、簡略に出しましたので、以上です。

○議長（立川良一君） 質疑を終わります。

討論を行います。

戸部君。

○8番（戸部哲哉君） ちょっと長いで、時間をかけます。

私は、ただいま追加提案をされました特定秘密保護法に反対する旨の意見書には反対の立場から討論に参加をいたします。

この特定秘密保護法案は、日本の安全保障に関する事項のうち、特に秘匿を要するものを、行政機関において、特定秘密の指定と特定秘密の取り扱いの業務を行う者に対して適正評価の実施及び特定秘密の提供が可能な場合に規定するものであります。

その対策に特定秘密の漏えい等に対する罰則等を定めたものであり、こうした特別な保護に値する秘密をみだりに漏えい等が起こらないように対処しようとすることは、高度の基業性が認められるところであり、加えて、必要な制度を整備することはまさに合理的であると思っております。

軍事小国である日本は、情報の迅速、正確な情報の収集を進める必要があるものの、秘密保護が不徹底で情報が漏れやすいというレッテルが張られており、そのために他国からは真の情報提供が拒まれているところであり、日本の安全保障を取り巻く環境は、中国や韓国との関係の悪化、北朝鮮の不安定とともに一層の厳しさを増しているところであり、

この法案の最大の目的は、米軍が持っている軍事機密の提供を受けることが目的とも一説に言われているところではありますが、より我が国の秘密保持と他国に対する自信を確保するべく法整備としたのがこの特定秘密保護法であります。成立の過程において、政府が都合の悪い情報を特定秘密に指定する疑念や、審議が拙速だとする疑念を残したままではありますが、承知のとおり12月6日の臨時国会において成立をし、13日に1年以内の施行とする公布が出されたところであり、

さて、提案者は、何が秘密なのか分からない、国民の知る権利を塞ぐから廃案にせよという実に安直な理論で廃案を言われるのでありますが、秘密の指定対象となり得る事項は次のように明記されているところであり、1つ目は防衛に関する事項、これは現行の自衛隊法そのままのようであり、2つ目が外交に関する事項、3つ目が外国の利益を図る目的で行われる安全脅威活動の防止に関する事項、いわゆるスパイ活動、4つ目がテロ活動防止に関する事項であります。それぞれ秘密の指定対象となり得る事項が記載されておりますが、むしろこの法案は軍事と外交の機密に限定されたことで指定範囲が狭められ、秘密の対象が明確になったと言えると思っております。

さらに、法案の最大のポイントは、今まで機密漏えいの罰則は自衛隊法と国家公務員法に限定をされていましたが、公務員の家族や友人と民間人にまで処罰の対象が拡大したことであります。秘密保持のためには、当然といえば当然の措置であろうと思っております。

しかし、特定有害活動とか、テロリズムの範囲が拡大解釈され、民間人を巻き込むリスクがあ

るとされていますが、普通に暮らす民間人が国家機密に触れるようなことはあり得ないし、処罰されることもないのであります。それは、テロリストやスパイといった類いの人、もともとリストされ、警戒されておりますし、情報も収集されておるからであります。また、不都合な情報を隠蔽し、秘密が際限なく広がる運用に関しても、第三者機関の設置など審査の透明性や監視体制、特定秘密の基準、取扱者の特定等の基準においても不安や不満が蔓延をしております。ガイドラインが示されないまま審議を急ぎ、衆・参両院で強行採決した国会の姿勢には幾分批判があるかと思いますが、この法案の対象が軍事機密という情報の属性に分類されていることをまず理解することが賢明ではないでしょうか。逆に、何が問題なのか国民に理解されていないことがこの法案の一番の問題であると思っているところであります。

では、国民の知る権利を侵害すると言われておりますが、憲法の条文の中に、どこにも知る権利という言葉は明記されておりません。しかし、憲法21条第1項において、集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は保障する、この条文が、すなわち知る権利も保障される人権の一つとして解釈をされているのであります。なぜ憲法の明文にない知る権利を解釈を用いてまで保障する必要があるか。それは、情報化が進んだ現代社会において、表現の自由を一般国民の中から再編成する必要性が生じたからであります。国民が必要とする情報は国家やマスメディアが独占しており、個人が必要な情報を自由に得ることは困難になりつつあることから、情報を保持し、国家やマスメディアに対して情報の開示を求める権利を認めることが表現の自由に欠かせなくなってきたのであります。このことから、憲法上においては表現の自由として知る権利が保障されるようになったと解釈されているのであります。

これは、表現の自由を尊重することで、個人が言論活動を通じ、自己の人格を発展させるという自己実現の価値と、言論活動によって国民が政治の意思決定に関与するという自由の価値を有しているからであります。

しかし、国家が国民の安全のためと判断する秘密を知る権利の侵害と言えるのでしょうか。当然ですが、防衛や外交、警察捜査の手のうち等、公に開示する国はあり得ないわけでありますから、法のもとに政府が公表しない事実や情報は国家秘密として保持し、秘密でありますから守るべきものは守らなければなりません。しかし、現在の日本には国家機密を直接保護する法律がないため、国と国民の安全を図ることを目的とし、漏えい防止のために公務員らに罰則を強化したものであります。国民の権利が及ばないとするのは秘密事項であることをまず理解することが肝心であります。

また、多くの国民がこの法案の必要性を認めていたにもかかわらず、修正や廃案に判断が傾いたことは否めません。私は、この原因の一つに、マスコミが取材や報道に著しく制約が生じると、家族や友人にまで逮捕者が出るなど誤った解釈から、国の秘密保護と国民の知る権利をせめぎ合いにしたことにあると思っております。特に某マスコミの報道には首をかしげる点が多々あり、戦前の治安維持法で逮捕された人を引っ張り出し、戦争に逆戻りだと発言させ、恐怖心をあおったり、映画監督たちに僕のつくった映画も上映禁止になりかねないと言わせたり、40年前に取材

源の秘匿を守らず、提供者の国家公務員とともに逮捕された記者を論客としてもてはやしたり、あげくに、マスメディアの対応がおくれたとする某テレビの編集委員の発言は何を言わんとするかと耳を疑うところでもあります。

このように、反対派のマスメディアがこぞってシュプレヒコールを上げたことは、よもや否定できないところではないでしょうか。マスメディアは、世論を洗脳する潜在力があります、知る権利を盾にし、ジャーナリストやマスコミ、学者は過剰解釈で国民の不安をあおり、悪法だ、廃案だと扇動したと言っても過言ではないと思っております。このことは世論調査にも如実にあらわれているところでもあります。

共同通信社の世論調査では、11月24日には賛成意見が45.9%、反対意見が41.1%と、賛成が反対を上回っておりましたが、法案成立直後の12月8、9両日の調査では、修正すべきが54.1%、廃案にすべきが28.2%となっております。

産経新聞とFNNが合同で行った11月16、17の調査では、法案の必要性を必要とする意見が59.2%、必要としないが27.9%でありましたが、12月15日では、必要とするが50.5%、必要としないが42.7%となっております。そして、今国会での成立は見送るべきだったとする意見が66.2%に達しております。このように、賛成から修正や反対へと議論を深めようとする意見に変化はしておりますが、法案成立後においても賛否は拮抗しているところでもあります。

一方、朝日新聞では、法案可決後の調査で賛成が24%、反対が51%となっており、議論が十分でないが76%としています。なぜこのような真逆な数字になるのかということ、一つには質問の仕方にもあると言われております。例えば、秘密保護法案はこれこれしかじかとする法案であります、一方では政府に都合の悪い情報が隠され、国民の知る権利が侵害されるおそれがあると指摘されています。法案に賛成ですか、反対ですかというように、質問に恣意的な運用がなされ、世論を操作している節があることを申し上げておきたいと思えます。

以上述べましたとおり、私は運用上の問題はあるにせよ、この法律があくまで日本の安全保障上必要であるのか、必要でないのかであると思っております。法を整備することで、他国にどのような影響を及ぼすかであります。本質を誤ってはならないと思っております。

そして、北方町議会の尊厳にかけて、あえて申し上げておきたいと思えます。

意見表明権は、自治法99条に基づき地方議会に与えられた権限であります。これは、当町の公益に関することに関して議会の意思を決定し、事件についての意見を文章にまとめ、国会や関係行政庁に対して提出するものであります。すなわち当北方町議会の総意として意思を公に公表することになるわけであります。なぜ公益を損なうのか、町民のために何が必要でどのような改善を求めるのか、理路整然とした文書でなければ、相手方に意思は伝わるはずありません。理解を得ることなど到底できません。

この観点から申し上げますと、提案されました意見書は、撤廃にせよというには主張の内容が曖昧で、その根拠も具体性も見当たりません。ましてや防衛と防犯の取り違えや、早まった解説の文面には正確性もありません。賛否を問う以前の恥じてしかるべき文章であります。このよう

な体をなさない稚拙な意見書をもってプロテストすることは、我が議会の権威を損なう自爆行為だと断言したいと思います。

以上、私は、特定秘密保護法案は国の安全保障のためには、運用上の問題はあるにしても、整備されるべき当然の法律であると理解をしております。したがって、提案されました意見書の提出には反対をいたします。

議員各位におかれましては、意見書の意義と特有性を御理解いただき、御賛同いただけますことをお願いし、反対討論させていただきます。

○議長（立川良一君） 安藤君、討論。

○5番（安藤浩孝君） 私は、次のこれから述べます4点についての疑問がたくさんあるということで、この特定秘密保護法案に反対する意見書についての賛成の立場から賛成討論をしていきたいと思います。

まず、今回示されたもので秘密の範囲がほとんど限定されていない、これは誰しものが認めることだと思えます。それから、秘密指定の妥当性を検証する第三者機関、これも国会で何回も何回もいろんな意見が出てきて、日ごとに変わるというようなことでまだ確定されていないということ、これが第2点。それから秘密解除がきちんと担保されていない、これが3点目。4点目、政権交代が起きると、また法案というものが廃案とか、いろいろくるくる変わるということで、全くその運用に不安定というか、不確実性が非常に高いということから、この4点について私は大きな疑問があるということで、この意見書について私は賛成をします。

それで、今回の秘密保護法成立によって、国民の最初から言われております知る権利、そして、国の情報がかたく閉じられ、戦後民主主義の土台が今大きく揺らごうとしています。国の安全保障にかかわる情報を秘密にし、近づこうとしている人を取り締まるこの法律は、憲法が保障する基本的人権との乖離がいずれ大きく表面化してくるよう思われます。国の情報は、主権者である我々国民全体の、情報というのは財産であります。今回、審議不十分の中、拙速して強行採決に至った事態は断じて許しがたく、議論を残して成立をさせたことは将来に禍根を残すものであります。

今月、8、9の両日に実施をしました共同通信の世論調査では、この法律に賛成者は24.9%、反対は60.3%、賛成と答えた方の24.9%の人に限っても、次期通常国会以降に64%、過半数以上の人が修正を求め、そのまま施行するのは30.7%にとどまっております。

あともう1点、自民党のことがちょっと書いてあるんですが、この世論調査で、自民党の支持者、支持層の中でも、54.7%が不安を感じる、38%の感じないを大きく上回っております。自民党支持者の方も大変不安に感じておるといようなデータも今出ております。

先ほども各新聞者の世論調査では、全国紙ですと、朝日、毎日、それからブロック紙になると東京新聞、中日新聞がどちらかというと秘密法案については否定的な面を捉えていますが、先ほど言われましたフジサンケイグループの産経新聞、それから日テレ系の読売新聞に至っては肯定的な面が出ておまして、新聞社によっても今二分されていることは事実なんです。ということ

は、国民の中にもまだはっきりわからないのに賛成、反対というのはいかなものかという意見が大変多いものだというふうに思っております。

それからもう1つ、共同通信のデータでは、賛成している人の3分の2が、このデータでは修正を求める実態が今明らかになっております。国民の民意は、一度廃案にして、再度審議すべきだということを言っております。よって、私はこの特定秘密保護法の廃案を強く求めるものであります。

それからもう1ページ、東京大学の先生なんですけど、経済学の岡崎先生という方が見えるんですが、この方が太平洋戦争当時、情報がなかなか出てこなかった。大本営で、御前会議で戦争をやる最終的な条件は、データをピックアップして、そのデータでアメリカに勝てるか、勝てないか、その情報を合わせたんですが、当時その統計、日本は輸送船確保がしっかりできる、鋼材も年間三十数万トンとれるというようなでたらめな数字を持って戦争に突入していったということなんです。ですから、こういったデータを全部秘密にされると、我々にとっては大変つらいものになるのではないかなあというふうに思っています。情報の欠落というのは、絶対必ずいずれ悲劇を生むと思います。ですから、やっぱり情報は公開すべきだと私は思っていますので、この意見書の提出について賛成をいたします。

○議長（立川良一君） 伊藤君。

○6番（伊藤経雄君） 私も賛成の立場でちょっと意見を言わせていただきます。

1年前の政権交代以降、自衛隊を国防軍だ、あるいは集団的自衛権だ、9条改定だと、平和憲法を脅かすような数の力で今の政権はこのようにことを言っておられます。日本は米国の戦略の中に完全に組み込まれてしまうのではないかと、そんなことを危惧しております。

戦後68年が過ぎ、記録を振り返ると、昭和20年の3月10日に東京大空襲、3月26日に沖縄戦、8月6日に広島原爆投下、8月9日に長崎原爆投下、8月15日終戦と、アメリカが何で広島や長崎に原爆を落とした、それも今まだ考える必要があるのではないかと、そんなふうに思っております。

今国会に特定秘密保護法案が提出されました。私は、国にある程度の秘密があるのはやむを得ないことかなあとも考えています。しかし、今回の法案は、行政機関、例えば外務省、防衛省、警察庁などの長が秘密の範囲の設定権を持ちます。となると、国の意向一つで恣意的な秘密を設定することになり、このことが問題だと思います。秘密の設定を拡大・拡張することも可能なのです。また、秘密情報の漏えいにかかわった国会議員、公務員、報道関係者、一般市民も最高10年の懲役刑に処せられます。これでは報道の自由が損なわれ、知る権利が奪われることとなるのではないかと、そのようなことを思っております。この軽挙妄動な今の政権に危惧を感じております。という意味からも、私はこの特定秘密保護法案の制定を急ぐ政府の意図に危惧を感じています。提出者に賛成をいたします。以上です。

○議長（立川良一君） 井野君。

○9番（井野勝巳君） 私は反対の立場からでありますけれども、今、質疑の中で、提案者はこの

文章で出されるということで答弁をされました。やはりこの文章では、戸部君からもいろいろお話がありましたけれども、北方町議会として出す文章においては非常に議会の資質が問われてくると、このように考えます。

それで、今、賛成者がそれぞれ発言をなされたわけですが、文章をつくるのであれば、今発言された内容等を踏まえて、この部分はそうだからどうだというような文章体にしていただければ説得力もありますけれども、いかにもこの文章では町として出して果たしていいものかどうか、非常に考えます。

残念なことに、本当に私も先ほど提案をさせていただいたんですが、意見書をつくらうと思えますと、僕も消費税の税と一体改革というのをA4、40ページからある程度のところを引っ張り出してきて、そのあたり介護保険法のほうからも引っ張り出してきて、その中で、この条項についてこういったことが町民の益にならないが、こういったことは要望していかなきゃならないと思う中で、下手ななりに一生懸命つくり、何度も何度も鈴木君と見直しをかけてきょう提案をしました。ですから、もし本当にこれを言われるんだったら、前もってもう少し丁寧な文書、詳細な文書において、誰しもが読んで、ああなるほど、そうかというような文書にしてくださいと、とてもこの文書では、提出していただくのは甚だはっきり言って迷惑でありますので反対をいたします。

○議長（立川良一君） 討論を終結します。

起立によって採決を行います。

意見書案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立4名〕

○議長（立川良一君） 起立少数であります。したがって、発議第12号は否決をされました。

休憩をします。

休憩 午前11時41分

再開 午前11時41分

○議長（立川良一君） 再開します。

町長から、議案第60号 平成25年度北方町一般会計補正予算（第6号）を定めるについてが上程されました。

これを日程に追加し、追加日程第2として議題にしたいと思います。御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（立川良一君） 御異議なしと認めます。議案第60号を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに決定をいたしました。

追加日程第2 議案第60号

○議長（立川良一君） 追加日程第2、議案第60号 平成25年度北方町一般会計補正予算（第6

号)を定めるについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(室戸英夫君) それでは、議案第60号として提案をさせていただきます平成25年度北方町一般会計補正予算(第6号)について御説明を申し上げたいと存じます。

この補正予算は、先ほどの議会において議員提出で御決定をいただきました北方町福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定についてが本議会において議決をされたところを受けて、提案をさせていただくものでございます。

内容的には、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ57万9,000円を追加をさせていただきまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53億2,027万円とするものでございます。

なお、その細部につきましては、第1表にお示しがしてあるとおりでございまして、乳幼児の医療費助成を年齢を引き上げて拡大をするための当面の費用を支出するためのものでございますので、よろしく願いをいたします。

○議長(立川良一君) これから質疑を行います。

[「質疑、討論省略」の声あり]

○議長(立川良一君) 質疑、討論省略の声がありますので、これから議案第60号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議はありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(立川良一君) 異議なしと認めます。したがって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

以上で本会議に提出されました案件は全て終了をいたしました。

町長より挨拶を受けたいと思います。

町長。

○町長(室戸英夫君) それでは、第8回の北方町議会の定例会が閉会をするに当たりまして、一言御礼の御挨拶を申し上げたいと思います。

この6日間にわたって、通称12月議会と言われる議会を開催させていただきました。各議案について慎重な審議をいただきました。議員の皆さん方に厚く御礼を申し上げたいと思います。

私どもが提案をさせていただきました議案は当初12本で、今申し上げた1本追加をいたしましたので13本と、人事に関する諮問が1件でございまして、いずれの議案も提案をさせていただきましたとおりに御決定をいただきましたことを改めて御礼を申し上げるまでもなく、それぞれの議案に対しては誠実に、そして慎重にその執行に当たらせていただきたいと思いますというふうにお感じいただいております。

ちょっとまた一言余分な御挨拶をさせていただきますけれども、いろいろ御協力をいただいておりますが、この議会でも議員の皆さんから一般質問等で取り上げていただきましたのは、私がちょっと心配をしております問題でございますが、中学校の問題でございます。非常に御指摘を

いただきましたように、学校経営が荒れておるといことは御指摘をいただいたとおりでございますけれども、教育長からも御答弁を申し上げましたように、教育の問題というのは非常に難しく、そして幅広い問題でございます。考えてみますと、子供たちがこういうような状況にあるということ自身は、決して子供たちだけが責任あるわけでもないわけでございます、かねて申し上げておりますように、私はその原因を特定することは難しい。しかし、大体学校教育と社会教育と家庭教育というものが3つで教育というのは構成をされておると思うわけでございますが、この3つの教育の機関が複合線で、大変それぞれに問題を抱えておることが子供たちへのしわ寄せになってあらわれておるといのが今日の姿ではないかというふうに思って、大変心配をしておるところでございます。

もちろん何よりも、その最大の責任は行政の側、とりわけ教育委員会、そして教育現場にあるわけでございますから、かねてから教育長にも教育委員会の機関の自立をしっかりともらいたい。そして、全国的にいろんな問題が起こりますと、いつもその原因が教育委員会に行きますのは、根強い隠蔽体質、そして自立心の欠如に教育委員会の責任としてある。北方町の教育委員会はそういう全国的な教育委員会の悪いほうの体質を、もしあるとすれば一掃をして、奮闘・努力をしてほしいということをお願いしてきておるわけでございます。

今度の事例にありましても、きょう申し上げます私の意を教育長は十分体していただきまして、わざわざそのために臨時の教育委員会などを開いていただきまして、今までに恐らくないと思えますけれども、この対処の仕方を教育委員会としての見解をまとめていただきまして、それぞれの学校長を通じて教育現場にその徹底方をさせていただいておるところでございます。

いろいろと御指摘を質問の中でもいただきましたけれども、私が心配をいたしますのは、こういう少子・高齢化の時代で、確実に人口が減少をしていくところで、北方町としては定住化政策なども一生懸命やっておるわけございまして、北方町に住もうとする若いお父さんやお母さんたちの一つの判断基準は、暮らしやすいとか便利である以上に、子供たちがしっかりとした教育を受けれるかどうかということがこのまちに住む判断基準の一つといたしますか、一番重点を置いておるところでございます。その最も大切な教育の現場が、北方中学校は荒れておるといことが内外にこれ以上大きく広がりますと、やっぱり北方町全体の評価が下がりますと、そして北方町に住もうという意欲がそがれてしまう状況が最悪の場合には出てくるのではないかと。隠してくれということ申し上げるわけではございませんけれども、本当に私ども行政はもちろんのこと、教育委員会も教育現場も、そして議会の皆さんも町民の皆さんも、打って一団となって北方町の中学校の現状が改められて、本当に子供たちが毎日学校に通うことが楽しくなるような教育環境というものをつくっていかねばならんと思っておるわけでございます。お互いに責任をなすりつけたり、批判し合ったりするのではなくて、ここはいつも申し上げますチーム北方で、住民の皆さんを巻き込んだ一つの中学校の正しい教育の姿というものを早急に確立しなければならぬときではないかというふうに思っておるわけでございます。

どうぞそういう意味で、議員の皆さん方も格段の御協力と御理解をいただきまして、本当に私

どもが一丸になって対外的にも誇れる教育環境をつくれますように、御協力とお力添えをいただきますようお願いを申し上げます。思う次第でございます。

いよいよ慌ただしい年末が迫ってまいりました。気候的にも真冬の状況にここ数日なってきましたので、くれぐれも議員の皆さん方におかれましては御自愛をいただきまして、来年もまたお互いに元気で、そして来年もぜひ皆さん方が私ども行政に対しても叱咤激励をいただきますようお願いをして、閉会に当たっての御挨拶にかえさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（立川良一君） 大変頼もしい御挨拶を受けました。子供は国の宝であります。北方の子供たちを、次の世代を担う子供を健やかに育てるのは、町の執行部と議会の我々の大きな責任であります。真摯に受けとめていきたいと思えます。

以上、本定例会に付されました事件は、全て終了をいたしました。

平成25年第8回北方町議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

閉会 午前11時52分

会議の経過を記載してその相違のないことを証するためここに署名する。

平成25年12月20日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員